

「エコシティたかつ」推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 高津区における環境まちづくりの取組を推進していくために、総合的な施策展開ができるよう、高津区内における各種の施策の方向性を明確にし、区民とともに協働で地球温暖化対策の取組を示す計画である「エコシティたかつ」推進方針を策定し、それを推進するために「エコシティたかつ」推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「エコシティたかつ」推進方針の策定に関すること。
- (2) 「エコシティたかつ」推進方針の実施に関すること。
- (3) その他環境まちづくりに関し必要と認められる事項。

(組織)

第3条 会議は、委員20人程度をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が任命する。

- (1) 区民・区内事業者・区内学校関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 再任は原則1回限りとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、会議に部会を置くことができる。

2 部会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、高津区役所企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。